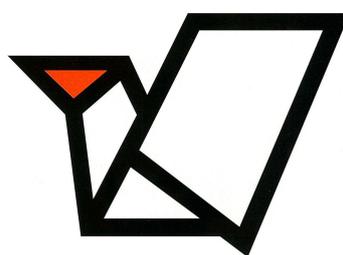


令和7年  
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会  
第1回定例会  
議案書



令和7年3月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

# 令和7年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

## 第1回定例会議案書 目次

	ページ 番号
議員提出議案	
議員提出議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について	1
議案	
議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	5
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について	11
議案第4号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について	33
議案第5号 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	47
議案第6号 令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	63
議案第7号 令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	87

【このページは空白です】

議員提出議案第 1 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の  
一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和 5 年神  
奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 6 号）の一部を改正する条例を別  
紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合	議員	田 辺	昭 人
	議員	池 田	真 一
	議員	木 内	秀 一
	議員	川 島	雅 裕
	議員	古 内	明
	議員	神 田	眞 弓
	議員	古 市	正
	議員	一 石	洋 子

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役を廃止し、これに代  
えて拘禁刑が創設されることに伴い、また、行政手続における特定の個  
人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所  
要の規定を整理することから、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の  
一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表を次のように改める。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第30条	負担しなければならない	負担しなければならない。この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額

		し、又は免除することができる
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第 3 2 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 8 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 9 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 8 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条第 4 項の改正規定、同条第 1 0 項の改正規定（「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に改める部分に限る。）、第 1 2 条第 5 項の改正規定（「及び第 2 9 条」を削る部分に限る。）並びに第 1 7 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項第 1 号ア、第 1 8 条第 1 項及び第 2 項、第 2 7 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 3 2 条第 3 項、第 3 8 条第 1 項及び第 2 項、第 3 9 条第 3 項、第 4 7 条並びに第 4 8 条の改正規定 公布の日

(2) 第 2 条第 1 0 項の改正規定（「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。）及び第 1 2 条第 5 項の改正規定（表を改める部分に限る。） 令和 7 年 4 月 1 日

(3) 第 5 3 条から第 5 5 条までの改正規定 令和 7 年 6 月 1 日  
(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
等に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する  
条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 佐 藤 光

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮を廃止し、  
これらに代えて拘禁刑が創設されること等に伴い、関係条例において所  
要の改正を行うため、この条例案を提出する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
等に関する条例

(神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正)

第1条 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「令第19条第3項各号」を「令第20条第3項各号」に改める。

附則第2条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第2条 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例(令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第20条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正)

第4条 神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例(平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条の2及び第18条の3中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。ただし、第1条中神奈川県後期高齢者医療広

域連合個人情報保護条例第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律

(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

【このページは空白です】

## 議案第 2 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する  
条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成  
19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を改正す  
る条例を別紙のとおり定める。

令和7年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 光

### （提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、低所得者に対  
する保険料の均等割額に係る所得判定基準を改正する。

また、高齢者の医療の確保に関する法律第111条の規定による徴収  
猶予について、取扱いの変更を示した国通知に応じるため、急患等の被  
保険者に係る保険料の徴収猶予期間を改正する。

加えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律等の一部を改正する法律の施行により被保険者証の発行が  
終了したことに伴い、罰則規定の削除を行う。

これらに併せてその他所要の改正を行うため、条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する  
条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第26条」に改める。

第12条第1項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

第15条第1項中「6か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加え、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

第24条を削り、第25条を第24条とし、第26条を第25条とし、第27条を第26条とする。

附 則

- 1 この条例は令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第12条第1項第2号及び第3号並びに第15条第1項の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第10条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 3 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更について

神奈川県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画を一部変更するにあたり、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 7 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 佐 藤 光

(提案理由)

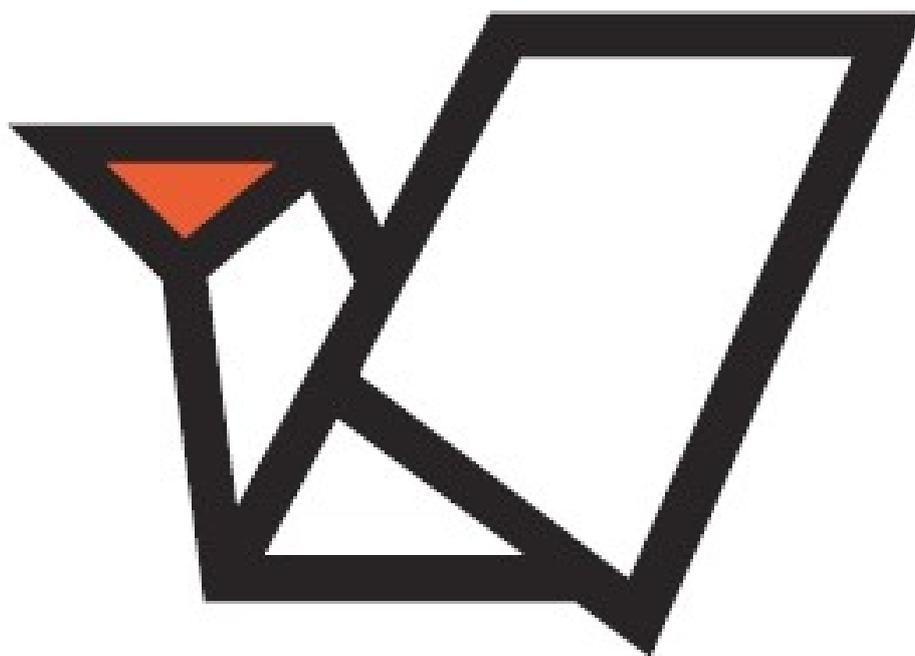
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 7 第 3 項の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画を一部変更したいので、この案を提出する。

【このページは空白です】

# 神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 第4次広域計画

(令和4年度～令和13年度)



令和4年3月

(令和7年3月一部変更)

神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 目 次

1. はじめに	1
2. 広域計画の趣旨、計画期間及び改定	2
(1) 広域計画の趣旨	2
(2) 計画期間と改定	2
3. 第3次広域計画の振り返り	2
(1) 医療費の適正化	2
(2) 健全な制度運営	4
ア 制度運営	4
イ 財政運営	4
(3) 高齢者保健事業の推進	5
4. 現状と課題	5
(1) 現状と今後の見込み	5
ア 被保険者数	5
イ 医療費	8
ウ 保険料	9
エ 高齢者保健事業	11
(2) 課題	13
ア 医療費の適正化	13
イ 健康の保持増進	13
ウ 健全な制度運営	13
エ 組織体制の強化と事務の効率化	14
5. 基本理念	14
6. 基本方針と施策の方向性	15
(1) 医療費の適正化	15
ア 医療費の適正給付	15
イ 医療費適正化の啓発	15
(2) 高齢者保健事業の推進	15
(3) 健全な制度運営	15
ア 制度運営	15
イ 財政運営	16
ウ 組織体制の強化と事務の効率化	16
7. 広域連合と構成市町村の事務分担	16
8. 計画の推進	17

## 1. はじめに

後期高齢者医療制度は、原則 75 歳以上の方を対象とする、他の医療保険から独立した新しい医療保険制度として、平成 20 年 4 月 1 日より施行されました。

本制度は、高齢者の医療費について、現役世代を含む国民全体で支えあうための制度であり、その運営主体は、財政の広域化及び安定化を図るため、都道府県ごとに設置される広域連合が担うことと定められています。

神奈川県においては、県内 33 市町村で構成する神奈川県後期高齢者医療広域連合が平成 19 年 1 月 11 日に設立され、財政責任を持つ運営主体として、保険料の決定や医療の給付等の業務を行っています。

また、制度運営に当たりましては、平成 19 年 8 月に作成した第 1 次広域計画及び平成 24 年 2 月に作成した第 2 次広域計画、平成 28 年 3 月に作成した第 3 次広域計画（令和 2 年 3 月一部改定）に基づき、市町村と相互に協力しながら、本制度の安定的かつ円滑な運営に努めています。

制度のあり方については、平成 25 年 12 月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくと決定されています。令和元年 5 月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和 2 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正されたことに伴い、高齢者保健事業を行うにあたっては、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するものとされました。

令和 3 年 6 月に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が可決され、令和 4 年 10 月から現役並み所得者以外で一定以上の所得がある被保険者は、窓口負担割合が 2 割となります。

今後、団塊の世代が 75 歳に到達することや医療の高度化などに伴い、さらなる医療費の増大が予想され、本制度を取り巻く環境は厳しいものとなります。

このような状況の中、現在の第 3 次広域計画が令和 3 年度をもって計画期間の満了を迎えるに当たりまして、新たに令和 4 年度を始期とする第 4 次広域計画を策定しました。

この第 4 次広域計画を基本方針として、被保険者の皆様が安心して医療を受けられ、住み慣れた地域でできる限り長く自立した生活を送っていただけるよう、医療保険者として、その責務を果たしてまいります。

## 2. 広域計画の趣旨、計画期間及び改定

### (1) 広域計画の趣旨

神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第 291 条の 7 及び神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第 5 条に基づき、策定する計画で、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び神奈川県内のすべての市町村（以下「市町村」という。）が相互にその役割を担い、連携を図りながら、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営していくための基本的な指針となるものです。

### (2) 計画期間と改定

第 4 次計画である本計画は、第 3 次広域計画（平成 28 年度から令和 3 年度）における取組及び実績を踏まえ、令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年間の計画としました。なお、法改正等により、広域計画の改正が必要となったときには、随時広域計画の改定を行うものとします。

#### ※ 令和 7 年 3 月の一部変更について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、令和 6 年 12 月 2 日に被保険者証の発行が終了したことに伴い、「被保険者証」等の文言整理を行うため、本広域計画の一部変更を行いました。

## 3. 第 3 次広域計画の振り返り

第 3 次広域計画で定めた「基本方針と施策の方向性」に基づき実施している施策事業の進捗状況及び実施結果について、神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画施策事業評価委員会において、令和元年度に平成 28 年度から平成 30 年度までの中間評価を行い、令和 3 年度に平成 28 年度から令和 2 年度までの最終評価を行いました。

全体として、概ね計画どおり実施できているとの評価でした。第 3 次広域計画での主な成果、実施結果を踏まえた今後の方向性は次の通りです。

### (1) 医療費の適正化

医療費の適正化を図るため、診療報酬明細書の点検、介護保険との給付調整、療養費支給申請書等の点検、後発医薬品の利用促進、医療費通知、適正求償（不当利得求償、第三者行為求償）などの事業を行いました。

引き続き、診療報酬明細書等の効果的な点検に取り組むとともに後発医薬品の利用促進、適正求償など費用対効果を考慮しながら、医療費の適正化を図ります。

診療報酬明細書の点検(市町村分を含む)

(内容点検)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
点検件数	33,243,519	34,820,026	36,346,801	37,933,876	35,755,769
再審査件数	135,898	112,393	101,176	101,181	98,971
過誤件数	42,622	35,105	30,759	30,207	31,882
減点額(千円)	657,305	578,179	407,062	428,901	487,772

(資格点検)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
点検件数	33,243,519	34,820,026	36,346,801	37,933,876	35,755,769
過誤件数	80,136	75,534	71,608	74,704	81,840
減点額(千円)	4,087,797	4,081,441	4,329,336	4,694,799	5,751,103

介護保険との給付調整

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
突合総件数	33,243,519	34,820,026	36,346,801	37,933,876	35,755,769
重複請求件数	581	587	813	770	811
過誤申立件数	542	542	770	739	778
既返戻件数	27	45	35	30	26
再審査該当件数	12	0	8	1	0

療養費支給申請書等の点検

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
点検件数	79,645	84,496	85,654	93,078	82,184
疑義件数	2,102	2,216	2,079	1,916	2,083

後発医薬品の利用促進・医療費通知

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
後発医薬品利用差額通知発送数	30,593	40,173	40,174	42,023	42,031
効果額(千円)	74,249	277,235	69,802	43,219	41,591
医療費通知発送数	1,887,697	1,984,061	2,064,203	2,073,238	2,087,715

適正求償(不当利得求償、第三者行為求償)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
収納額(千円)	829,419	917,192	943,244	968,627	1,162,514
収納率	76.60%	82.80%	83.10%	84.0%	85.9%

## **(2) 健全な制度運営**

### **ア 制度運営**

#### **(ア) 市町村との連携の推進**

市町村長で構成される運営協議会や運営協議会幹事会を開催し、市町村との情報共有と連携を進めました。また、国民健康保険・後期高齢者医療制度事務主管課長等会議や後期高齢者医療制度協議会、同専門部会において、県・市町村と情報交換、協議を行い、事務の課題の共有と事務改善を行いました。

引き続き、既存の会議などを活用し、市町村との情報共有や連携強化を進めます。

#### **(イ) 簡素で効率的な業務執行**

業務効率化の観点から民間委託の活用を進め、業務委託を行いました。事務マニュアルについても、随時更新を行い、新規事業を行う際には、新たにマニュアルを作成し、効率的な業務遂行を図りました。

今後も、民間委託による業務の効率化を進めるとともに、業務マニュアルの整備を進め、運営体制の強化を図ります。

#### **(ウ) 広報・広聴**

広報物やホームページを通して、被保険者にとって有益な情報を発信してきました。広報紙においては、より多くの被保険者の手元に行き渡るよう、医療費通知への同封とともに医療機関や老人クラブなどの配架先の拡充を行いました。

また、被保険者以外の世代に対する制度の周知として、ポスターを作成しました。

広聴においては、アンケートを登録モニターやコールセンターへの入電者に実施するなど、的確な被保険者のニーズ把握に努めました。

今後も、適切な情報発信と意見聴取の場を設け、効果的な広報広聴に取り組みます。

#### **(エ) 個人情報の適正な管理**

個人情報保護に関する規定や情報セキュリティポリシーに基づき、適切かつ厳格に個人情報の保護及び管理を行いました。

また、社会保障・税番号制度における個人番号（マイナンバー）についても、流出等の事故がないよう適切な対応・対策を行いました。

引き続き、適切な個人情報の保護及び管理に取り組みます。

### **イ 財政運営**

#### **(ア) 財源の確保**

後期高齢者医療制度は、医療費を公費、現役世代、高齢者で負担する仕組みとなっています。必要な医療給付費等を的確に見込み、高齢者が負担する保険料が適切となるよう保険料率を設定しました。

また、補助制度等を活用し、財源の確保を図りました。

今後も、適切な保険料率の設定や補助制度等を活用して、財源の確保を図り、安定した財政運営に努めます。

#### (イ) 収納対策

保険料の収納対策として、短期被保険者証を交付して継続的な納付相談を行い、併せて、収納率の低い市町村を訪問するなど、収納対策の状況確認等を行うことで、収納率が向上しました。(令和2年度収納率：99.57%)

また、令和元年度までは、国の後期高齢者医療制度事業費補助金を活用し、収納率改善のための事業実施の支援を行いました。

今後も市町村と連携し、収納率の向上に取り組みます。

### **(3) 高齢者保健事業の推進**

高齢者保健事業実施計画(データヘルス計画)(以下「データヘルス計画」という。)に基づき、市町村と協力・連携し、生活習慣病の早期発見や重症化予防を目的とした健康診査、歯科健康診査、重複・頻回受診者及び重複投薬者への訪問相談などの事業を行い、大学などの外部有識者との連携・協力により保健事業に関する助言や分析を受けるとともに、県医師会や県歯科医師会、県薬剤師会とも連携し、効果的な保健事業の推進に取り組みました。

また、令和2年度に、第2期データヘルス計画の中間評価として、計画の内容及びそれに基づく保健事業の実施結果並びに効果検証等を行い、中間評価に基づき、必要に応じて実施体制・目標値等を見直しました。

被保険者の更なる健康の保持増進のため、今後もデータヘルス計画を着実に実施していきます。

## **4. 現状と課題**

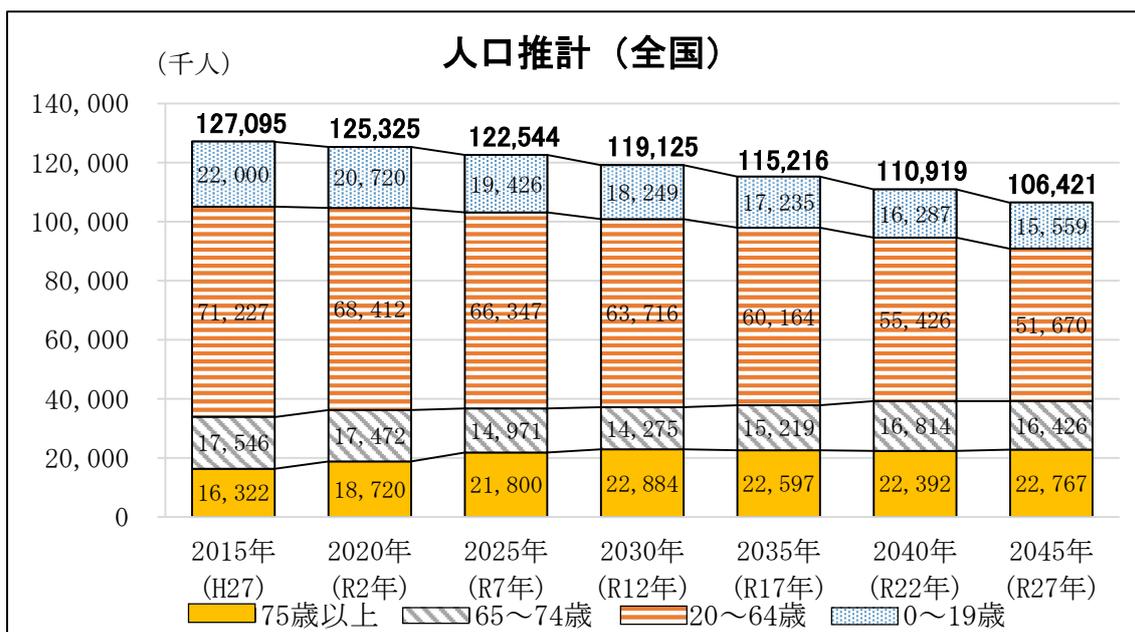
### **(1) 現状と今後の見込み**

#### **ア 被保険者数**

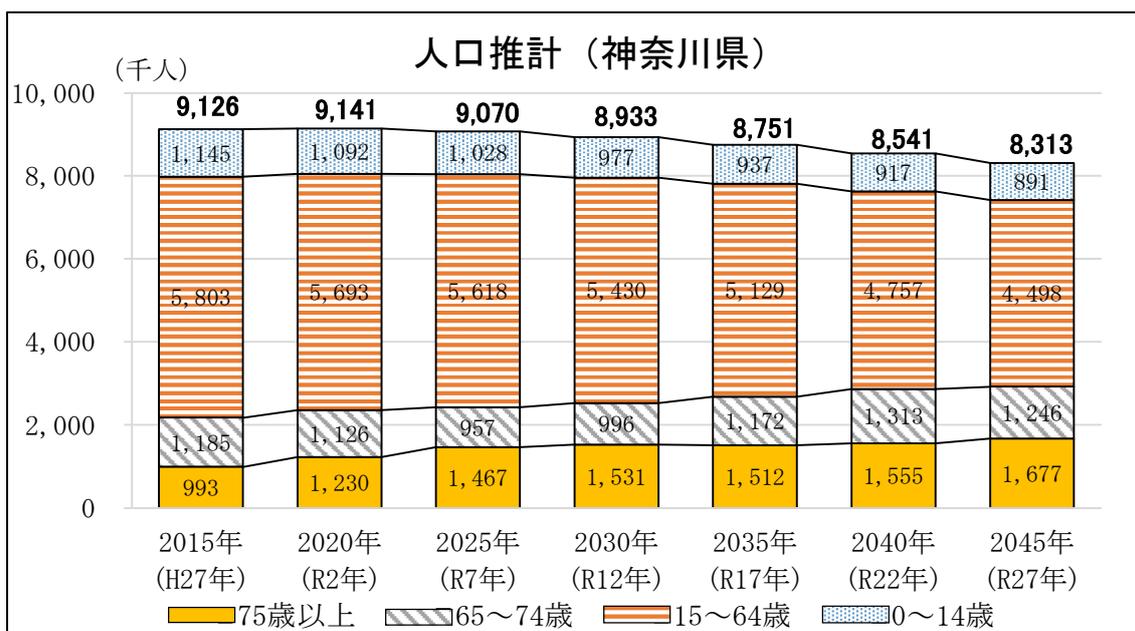
日本の総人口は緩やかに減少していく見込みですが、その一方で75歳以上の人口は増加傾向が続き、いわゆる団塊の世代(昭和22年～24年生まれ)が75歳を超える令和7年には、2千万人を突破する見込みです。

神奈川県においても、令和2年頃をピークに総人口は緩やかに減少していく見込みですが、75歳以上の人口は、全国の伸び率を上回る割合で増加する見込みです。

神奈川県内の後期高齢者医療の被保険者数は、制度が開始された平成20年度は約69万人でしたが、令和2年度には約116万人となりました。今後も増加傾向は続き、令和7年度には約147万人、令和12年度には約153万人となると予想されます。



出典：『日本の将来推計人口（平成29年推計/出生中位（死亡中位）』国立社会保障・人口問題研究所



出典：『日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）』国立社会保障・人口問題研究所

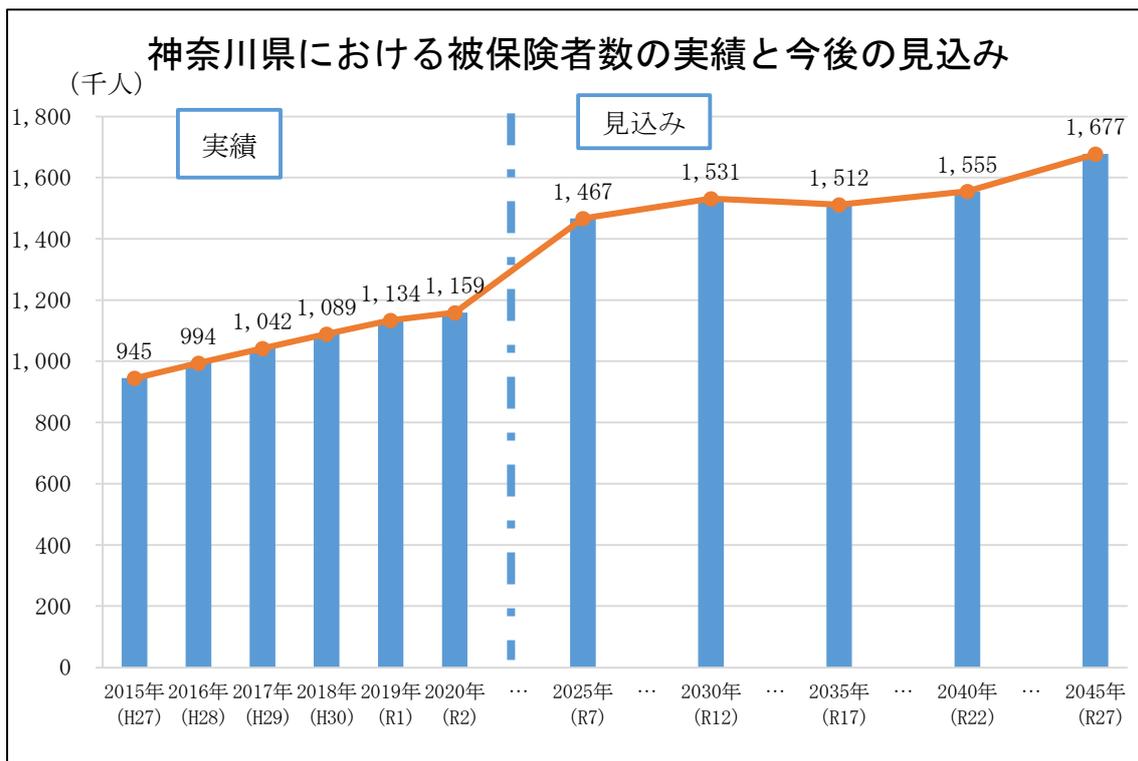
#### 75歳以上人口の伸び率（5カ年）

	H27～R2	R2～R7	R7～R12	R12～R17	R17～R22	R22～R27
神奈川県	124%	119%	104%	99%	103%	108%
全国	115%	116%	105%	99%	99%	102%

※「75歳以上人口の伸び率」は、75歳以上人口数を5年前の75歳以上人口で除して算出しました。

出典：『日本の将来推計人口（平成29年推計/出生中位（死亡中位）』国立社会保障・人口問題研究所

『日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）』国立社会保障・人口問題研究所 を基に広域連合作成



出典：『日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）』国立社会保障・人口問題研究所

『後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）第2表都道府県別医療費の状況（平成27～30年度）』 厚生労働省

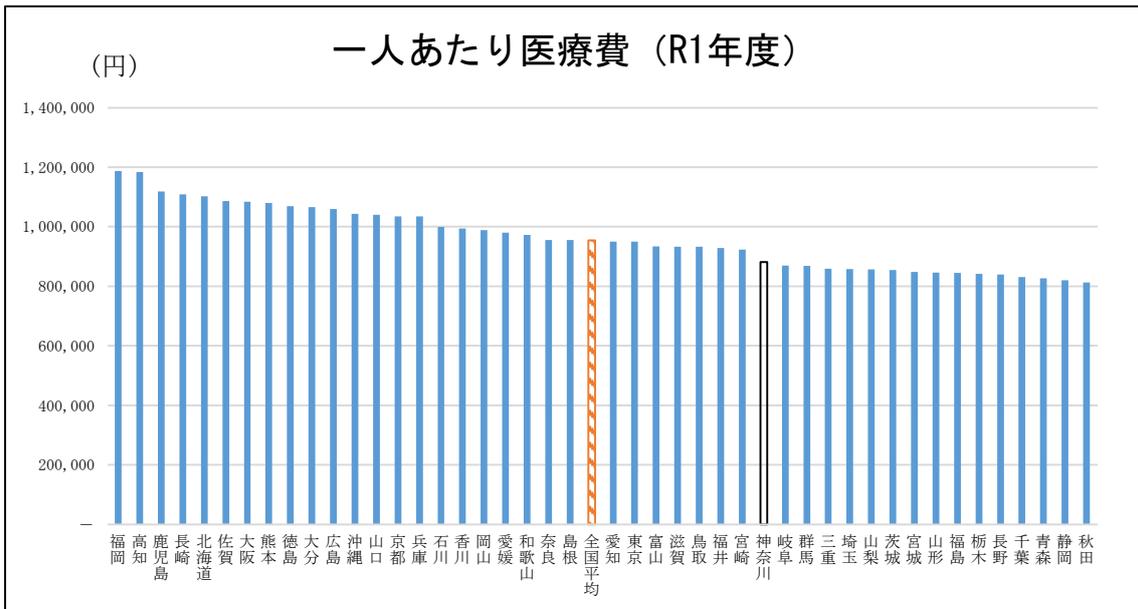
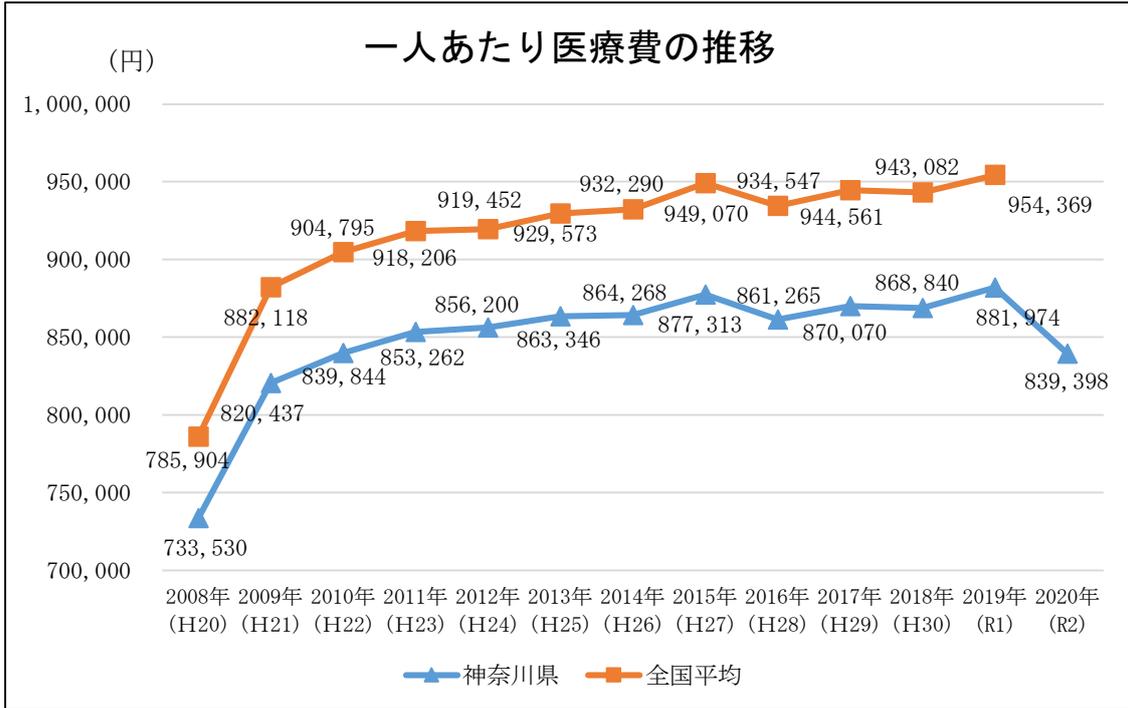
※実績の被保険者数は、3月末～2月末における平均の被保険者数です。

※令和7年度以降の被保険者数の見込みには、障害認定分は加味していません。

## イ 医療費

後期高齢者医療制度における被保険者一人あたりの医療費は、制度開始以来、年々増加しています。神奈川県では、令和元年度に一人あたり 881,974 円となりましたが、全国平均は、954,368 円となっており、全国で 30 番目の水準となっています。

医療費については、被保険者数、被保険者一人あたり医療費ともに増加傾向にあるため、今後も増加することが見込まれます。



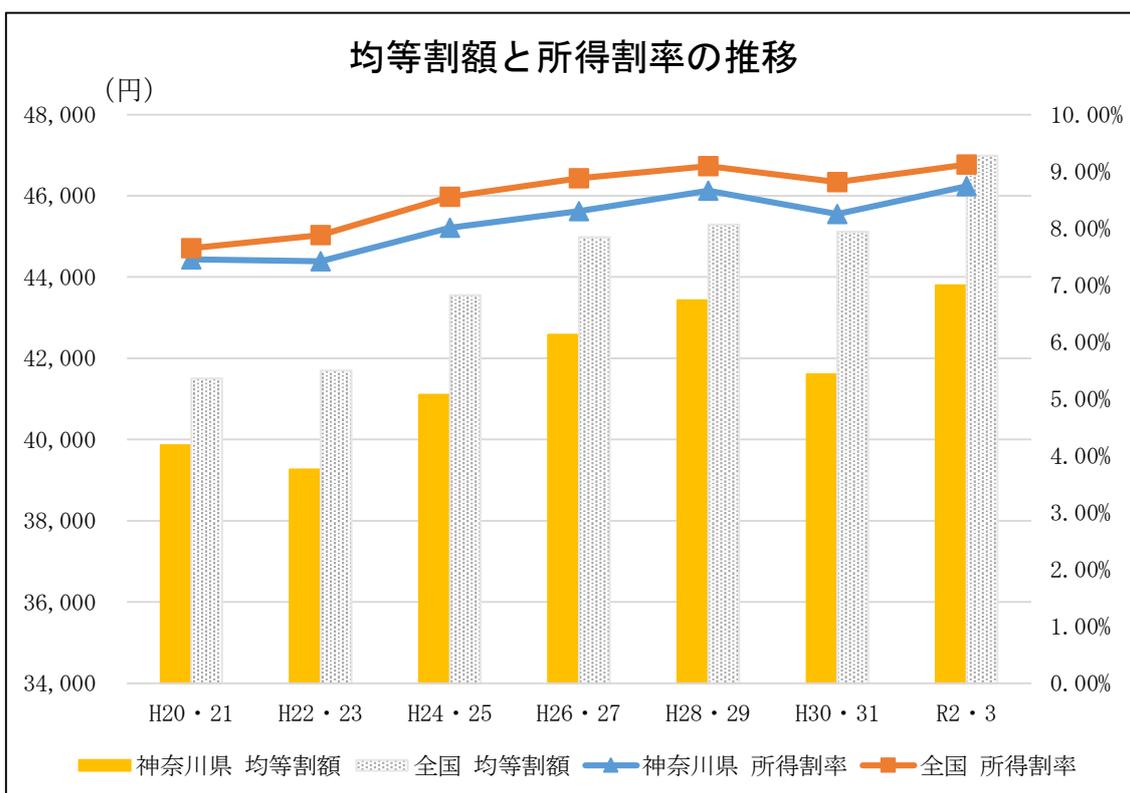
出典：『後期高齢者医療事業状況報告 第2表都道府県別医療費の状況（平成20年度～令和元年度）』厚生労働省

『令和2年度神奈川県後期高齢者医療事業報告書』神奈川県後期高齢者医療広域連合

## ウ 保険料

医療費の増加に伴って、全国平均の均等割額・所得割率ともに上昇傾向にあります。神奈川県も同様に上昇傾向にありますが、全国平均を下回っています。

一方、神奈川県の一人あたり保険料調定額は、令和2年度は94,605円であり、全国平均を上回っていますが、神奈川県は全国平均と比較して被保険者の所得水準が高いため、所得額に対する保険料調定額の割合（負担率）は、令和2年度は8.1%となっており、全国平均を下回っています。



単位: 円

		H20・21	H22・23	H24・25	H26・27	H28・29	H30・31	R2・3
神奈川県	均等割額	39,860	39,260	41,099	42,580	43,429	41,600	43,800
	所得割率	7.45%	7.42%	8.01%	8.30%	8.66%	8.25%	8.74%
全国	均等割額	41,500	41,700	43,550	44,980	45,289	45,116	46,987
	所得割率	7.65%	7.88%	8.55%	8.88%	9.09%	8.81%	9.12%

出典：『長寿医療制度における平成20年度の保険料収納率及び平成21年度平均保険料額について』厚生労働省

『後期高齢者医療制度の平成22・23年度～令和2・3年度の保険料率について』厚生労働省

所得額と保険料調定額の推移

単位：円

		H20	H21	H22	H23	H24
神奈川県	所得額	1,391,000	1,300,000	1,216,000	1,221,000	1,208,000
	保険料調定額	89,092	87,283	85,292	84,652	89,610
	負担率	6.4%	6.7%	7.0%	6.9%	7.4%
全国	所得額	887,000	842,000	796,000	798,000	797,000
	保険料調定額	63,977	62,822	63,083	62,659	66,715
	負担率	7.2%	7.5%	7.9%	7.9%	8.4%
		H25	H26	H27	H28	H29
神奈川県	所得額	1,193,000	1,181,000	1,194,000	1,216,000	1,216,000
	保険料調定額	88,726	89,002	91,785	91,771	91,771
	負担率	7.4%	7.5%	7.7%	7.5%	7.5%
全国	所得額	799,000	804,000	828,000	840,000	840,000
	保険料調定額	66,689	66,738	68,612	70,013	70,013
	負担率	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
		H30	R1	R2		
神奈川県	所得額	1,209,000	1,199,000	1,175,000		
	保険料調定額	89,347	89,607	94,605		
	負担率	7.4%	7.5%	8.1%		
全国	所得額	857,000	858,000	863,000		
	保険料調定額	70,657	72,146	76,071		
	負担率	8.2%	8.4%	8.8%		

出典：『後期高齢者医療制度被保険者実態調査（平成20年度～令和2年度）統計表』厚生労働省

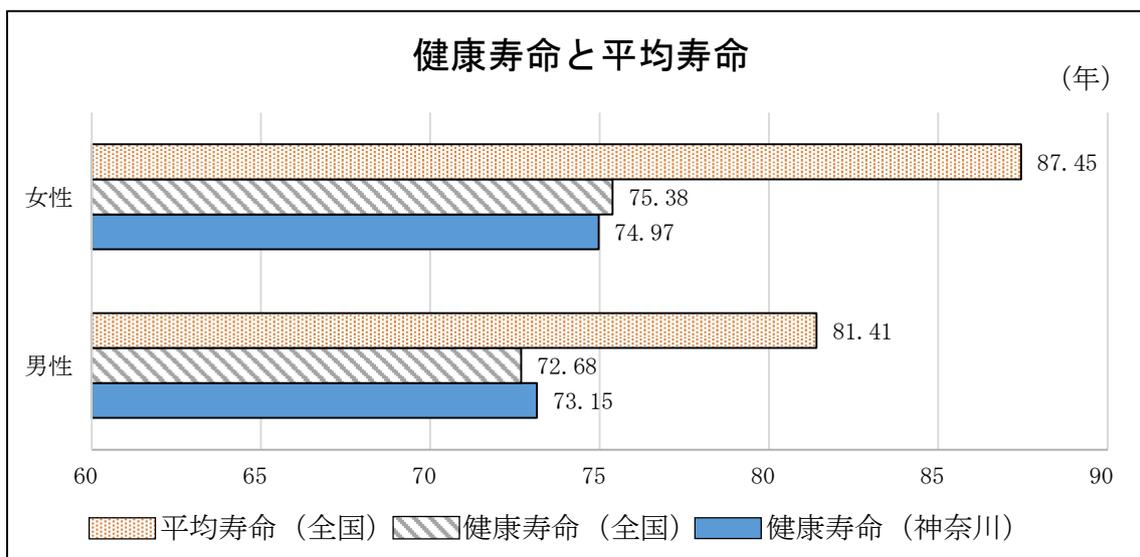
注1：「所得額」及び「保険料調定額」は一人当たり平均の額です。

注2：「負担率」は「保険料調定額」を「所得額」で除して算出しました。

## エ 高齢者保健事業

令和元年度の日本の平均寿命は、男性が81.41年、女性が87.45年で、世界一の長寿国となっています。一方で、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は、男性が72.68年、女性が75.38年となっており、平均寿命と健康寿命に差が見られます。

神奈川県は健康寿命は、男性が73.15年、女性が74.97年となっており、全国と比べると男性が0.47年長く、女性が0.41年短くなっています。



出典：健康寿命『第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会 会議資料』厚生労働省

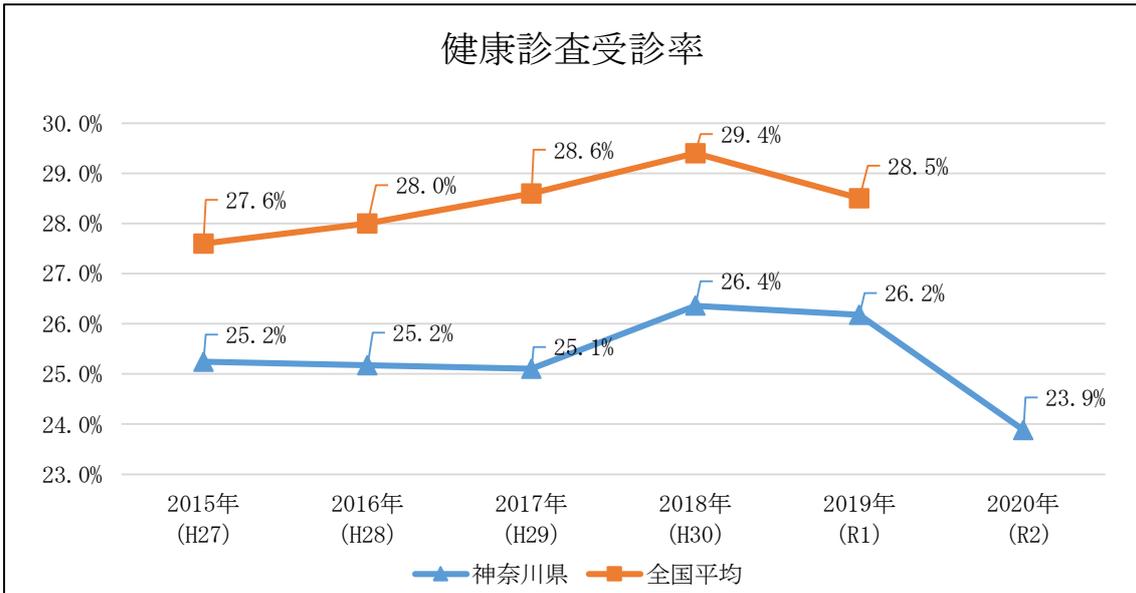
平均寿命『令和元年度簡易生命表』厚生労働省

被保険者の健康の保持増進のため、データヘルス計画に基づき、生活習慣病等の発症・重症化予防や心身機能の低下防止に向けた支援として、健康診査や歯科健康診査を実施しています。

神奈川県は健康診査受診率は、令和元年度で26.2%となっており、全国と比べて、2.3ポイント低い状況です。

各健康診査の他にも、糖尿病性腎症の重症化予防事業や重複・頻回受診者や重複投薬者等への保健指導、高齢者保健事業と介護予防の一体的実施※（以下「一体的実施」という）に取り組んでいます。

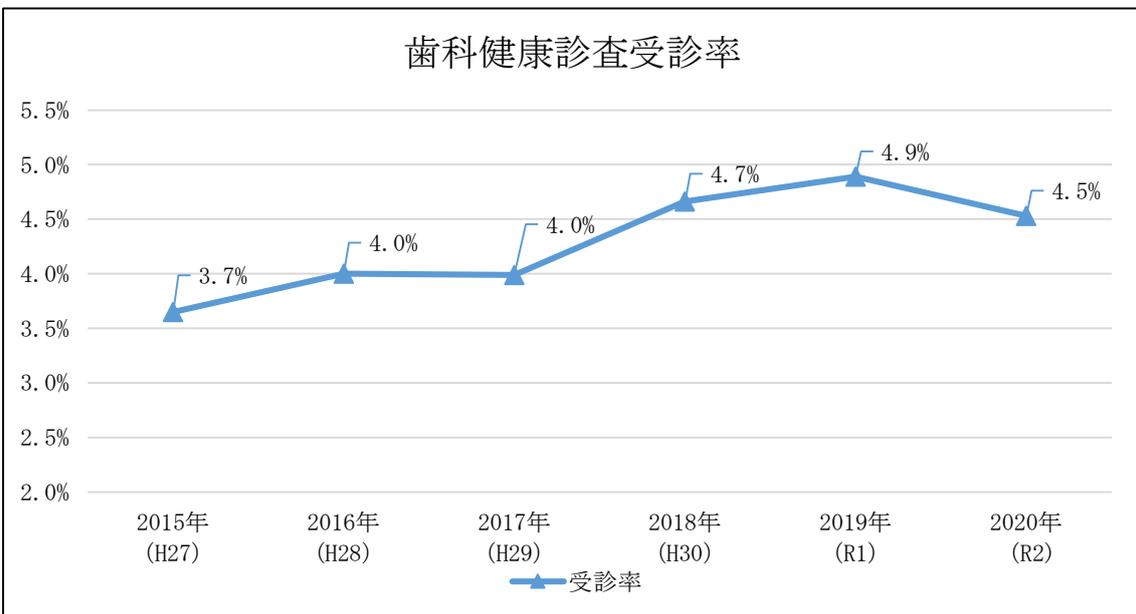
※ 高齢者保健事業を被保険者の状況に応じたきめ細やかなものとするため、市町村との連携の下、市町村の実施する国民健康保険保健事業や介護保険の地域支援事業等と一体的に実施すること



年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
神奈川県	受診者数	234,109	244,809	256,892	281,534	292,643	274,781
	受診率	25.2%	25.2%	25.1%	26.4%	26.2%	23.9%
全 国	受診率	27.6%	28.0%	28.6%	29.4%	28.5%	—

出典：厚生労働省公表資料（令和元年度の全国受診率は、速報値）

『平成26年度～令和2年度神奈川県後期高齢者医療事業報告書』神奈川県後期高齢者医療広域連合



年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
受診者数	3,085	3,784	4,115	4,537	5,180	4,081
受診率	3.7%	4.0%	4.0%	4.7%	4.9%	4.5%

出典：『平成28年度～令和2年度神奈川県後期高齢者医療事業報告書』神奈川県後期高齢者医療広域連合

## (2) 課題

被保険者数は、「(1) 現状と今後の見込み」で示したとおり、いわゆる団塊の世代が75歳を超える令和7年度まで急速に増加し、これに伴って医療費も増加していく見込みです。

増大する医療費に対して、持続可能な制度としていくために、医療費の適正化、健康の保持増進、健全な制度運営により一層取り組んでいく必要があります。

また、被保険者数の増加に伴う事務の増加も見込まれるため、組織体制の強化と事務の効率化にも取り組んでいく必要があります。

### ア 医療費の適正化

高齢化の進展や医療の高度化に伴い、医療費は今後も増加していく見込みのため、将来にわたって、安定した制度運営をするためには医療費の伸びを抑制することが求められています。

第3次広域計画においては、診療報酬明細書の点検などを通じて医療費の適正化を推進してきましたが、今後さらに取組を進めていく必要があります。

### イ 健康の保持増進

高齢者になると、加齢に伴う心身機能の低下により生活習慣病等の病気やけがが誘発されることから、自立した日常生活を送ることが困難になっていきます。今後も住み慣れた地域で、できる限り長く自立した生活を送るためには、健康寿命の延伸が不可欠です。健康寿命の延伸は、医療費全体の適正化にもつながります。

前述のとおり、神奈川県健康診査受診率は、令和元年度で26.2%となっており、全国の受診率と比べ、2.3ポイント低い状況です。健康診査の受診率向上を図り、被保険者の生活習慣を見直すきっかけを提供することで、生活習慣病の予防、疾病の早期発見、重症化予防につなげる必要があります。

また、後期高齢者は前期高齢者に比べ、加齢に伴う虚弱な状態であるフレイルの進行が顕著で、複数の慢性疾患を保有することなどから、多面的かつ包括的な疾病管理がより重要となり、高齢者の特性を考慮しながら、一体的実施を推進していく必要があります。

高齢化が進展するなかで、被保険者一人ひとりが健康の保持増進に向けた自助努力に取り組むことも重要であるため、必要となる情報を提供するなどの支援を継続します。

### ウ 健全な制度運営

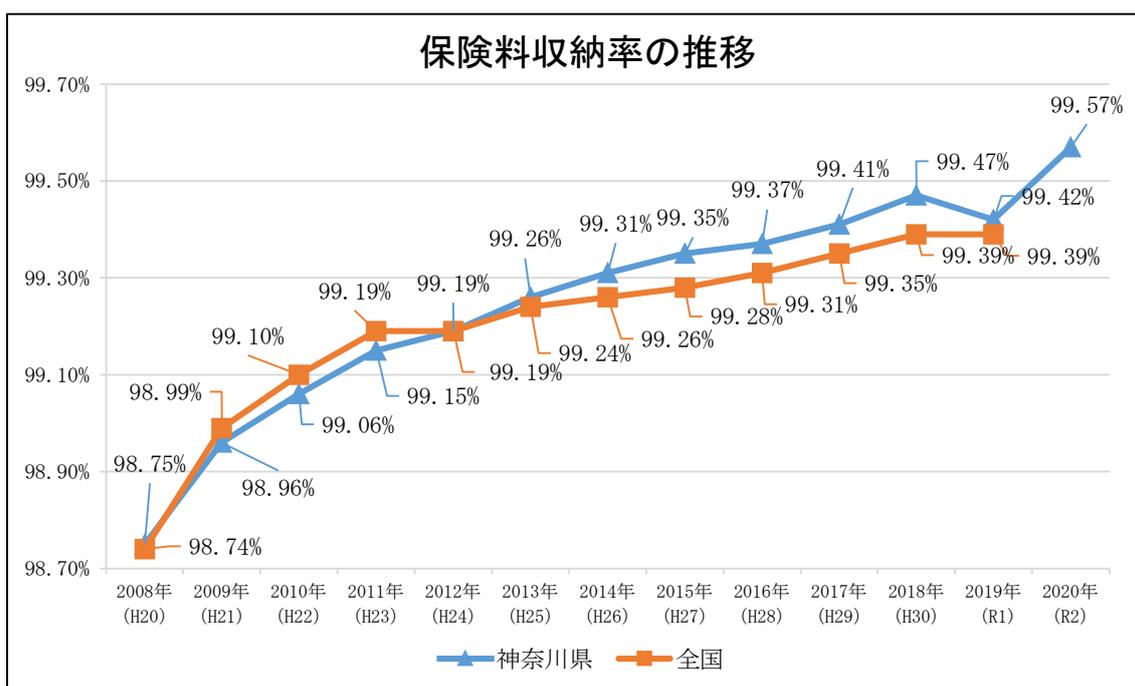
後期高齢者医療制度においては、被保険者が安心して医療を受けられるよう、広く被保険者や市町村などの関係機関の意見を十分に聴き、運営にあたることや制度の内容や保険料などについては、被保険者にとって必要な情報をわかりやすく周知・広

報を行うことが求められています。

現行の制度では、医療費を公費、現役世代、高齢者が負担する仕組みとなっており、財源を的確に確保していく必要があります。

高齢者の負担する保険料については、適切となるよう保険料率を設定するとともに収納率を向上させる取り組みが必要です。

神奈川県は、着実に向上しておりますが、今後も市町村との連携により、さらなる収納率の向上に向けた取り組みが必要です。



出典：『後期高齢者医療事業状況報告 第4表都道府県別経理状況（平成20年度～令和元年度）』厚生労働省

『令和2年度神奈川県後期高齢者医療事業報告書』神奈川県後期高齢者医療広域連合

## エ 組織体制の強化と事務の効率化

被保険者数の増加に伴い、業務量が増加することが見込まれるため、今後も業務委託や事務の電算化などにより事務の効率化に向けた取り組みが必要です。

また、高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施や医療費の適正化など後期高齢者医療制度における新たな諸課題に対応するため、専門性や必要なスキルを持った人材の確保・育成するなど、組織体制の充実、強化が必要です。

## 5. 基本理念

被保険者の健康が保持・増進され、必要な時に適切な医療を受けることで、より長く健康で自立した生活を送ることができる健康長寿社会の実現を目指します。

## 6. 基本方針と施策の方向性

第3次広域計画の振り返りや現状等を踏まえ、第4次広域計画の基本方針と施策の方向性を次のとおりとします。

### (1) 医療費の適正化

#### 【基本方針】

医療費適正化の取組を推進することで、年々増大していく医療費の抑制を図ります。

#### 【施策の方向性】

##### ア 医療費の適正給付

効果的な診療報酬明細書の点検等を行い、不正・不当利得や第三者行為の求償等に取り組み、医療費の適正な給付を行います。

##### イ 医療費適正化の啓発

被保険者の医療費に対する認識や関心を高めるために医療費通知を実施するとともに、後発医薬品の利用促進等に取り組み、医療費適正化の啓発に努めます。

### (2) 高齢者保健事業の推進

#### 【基本方針】

健康・医療情報を活用し、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るためのデータヘルス計画に基づき、被保険者の健康の保持・増進を図ります。

また、高齢者の特性を踏まえたきめ細やかな高齢者保健事業の提供のため、市町村と協力・連携し、一体的実施を効果的かつ効率的に推進します。

#### 【施策の方向性】

被保険者の健康寿命の延伸や健康意識の高揚などを図るため、健康診査や歯科健康診査など市町村と協力・連携し、高齢者の心身の特性を踏まえた保健事業を実施します。

また、一体的実施の取組については、高齢者保健事業の一部を市町村へ委託し、連携して実施します。

### (3) 健全な制度運営

#### 【基本方針】

市町村等と連携・協力し、健全で効率的な制度運営を行い、持続可能な医療保険制度としていきます。

#### 【施策の方向性】

##### ア 制度運営

後期高齢者医療制度は、広域連合と市町村が役割を分担し、運営しています。

効率的な制度運営を行うためにも、広域連合と市町村の連携・協力は不可欠です。

既存の会議や研修などを活用し、情報と課題の共有を積極的に行うことで、市町村との連携強化を図ります。

また、被保険者のニーズを的確に把握し、よりよい制度運営につなぐとともに、広報物やホームページを通じて、被保険者にとって有益な情報をわかりやすく発信するなど、効果的な広報を行います。

個人情報保護及び特定個人情報に関する法令等に基づき、適正かつ厳格に特定個人情報を含む個人情報の保護及び管理を行います。

## イ 財政運営

安定した財政運営に向けて、必要な医療給付費等を的確に見込むとともに、補助制度等を最大限活用して財源の確保を図ります。

保険料については、被保険者の負担軽減を考慮しながら適切な保険料率の設定と賦課を行い、被保険者間の負担の公平性の確保のために収納率の向上を目指します。

県及び市町村と連携して情報の共有や課題の把握を行うことで、収納対策実施計画を着実に推進します。

## ウ 組織体制の強化と事務の効率化

被保険者の増加などによる業務量の増加に対し、業務委託や事務の電算化などにより、業務執行の効率化を図ります。

高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施や医療費の適正化など後期高齢者医療制度における新たな諸課題に対応するため、組織体制の充実と強化に努めます。

## 7. 広域連合と構成市町村の事務分担

広域連合及び市町村は、相互に連携・協力し、適正かつ効率的に本制度の運営に努め、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する事務のうち、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づく事務を担うものとします。

広域連合では、被保険者の資格管理、保険料の決定、保険給付、高齢者保健事業などに関する事務を行い、市町村では、保険料の徴収、各種申請の受付などに関する事務を行います。主な業務内容は、次の通りです。

広域連合が担う事務	市町村が担う事務
<b>被保険者の資格管理に関する事務</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格管理及び 65 歳から 74 歳の者の被保険者認定</li> <li>・資格確認書等の交付、回収</li> <li>・特定疾病受療証の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格の取得、喪失に関する届出書及び 65 歳から 74 歳の者の被保険者認定に係る申請書の受付</li> <li>・資格確認書等の引渡し</li> <li>・資格確認書等の返還の受付</li> <li>・特定疾病受療証に係る申請書の受付</li> </ul>
<b>医療給付に関する事務</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費などの支給に係る各種申請書の審査、支払</li> <li>・葬祭費の支給</li> <li>・一部負担金の減免及び徴収猶予の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養費などの支給に係る各種申請書の受付</li> <li>・葬祭費の支給に係る申請書の受付</li> <li>・一部負担金の減免及び徴収猶予に係る申請書の受付</li> </ul>
<b>保険料の賦課に関する事務</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料率の決定</li> <li>・保険料の賦課</li> <li>・保険料の減免及び徴収猶予の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料額決定通知書の引渡し</li> <li>・保険料の徴収</li> <li>・保険料の減免及び徴収猶予に係る申請書の受付、処分に係る通知書の引渡し</li> <li>・保険料に関する申告書の受付</li> </ul>
<b>高齢者保健事業に関する事務</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・データヘルス計画の策定及び取組の実施</li> <li>・健康診査等に係る補助金の交付</li> <li>・一体的実施に係る高齢者保健事業の市町村への委託</li> <li>・高齢者の健康課題や保健事業の取組状況の把握・分析及び情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査等の実施</li> <li>・一体的実施の基本的な方針の策定及び広域連合から受託した高齢者保健事業の実施</li> </ul>
<b>その他の後期高齢者医療制度の施行に関する事務</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電算処理システムの管理に関すること</li> <li>・情報公開、開示請求に関すること</li> <li>・広報・広聴に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他制度に関する窓口での相談</li> </ul>

## 8. 計画の推進

基本方針と施策の方向性に基づき実施する事業について、進捗管理し、効率的かつ効果的に広域計画を推進します。

【このページは空白です】

## 議案第 4 号

### 令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算（第 1 号）

令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 321,704 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,039,261 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 27 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 光

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 96 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）案を提出する。

【このページは空白です】

令和 6 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算（第 1 号）

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国庫支出金		639,802	217,526	857,328
	1. 国庫補助金	639,802	217,526	857,328
3. 財産収入		42	1,295	1,337
	1. 財産運用収入	42	1,295	1,337
4. 繰入金		1,080,236	△217,526	862,710
	1. 基金繰入金	1,080,236	△217,526	862,710
5. 繰越金		1	320,409	320,410
	1. 繰越金	1	320,409	320,410
歳 入 合 計		4,717,557	321,704	5,039,261

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,706,238	321,704	5,027,942
	1. 総務管理費	4,705,829	321,704	5,027,533
歳	出	合	計	
		4,717,557	321,704	5,039,261

【このページは空白です】

# 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 一般会計補正予算に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	639,802	217,526	857,328
3. 財産収入	42	1,295	1,337
4. 繰入金	1,080,236	△217,526	862,710
5. 繰越金	1	320,409	320,410
歳入合計	4,717,557	321,704	5,039,261

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	4,706,238	321,704	5,027,942	217,526		104,178	
歳 出 合 計	4,717,557	321,704	5,039,261	217,526		104,178	

## 2 歳 入

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 民生費国庫補助金	639,802	217,526	857,328
計	639,802	217,526	857,328

(款) 3. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 利子及び配当金	42	1,295	1,337
計	42	1,295	1,337

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,080,236	△217,526	862,710
計	1,080,236	△217,526	862,710

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	320,409	320,410
計	1	320,409	320,410

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	187,073	○特別調整交付金 187,073
3. 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	30,453	○高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 30,453

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	1,295	○財政調整基金運用利子 1,295

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	△217,526	○財政調整基金繰入金 △217,526

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	320,409	○前年度繰越金 320,409

### 3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	4,705,786	1,690	4,707,476	217,526		△215,836	
2. 財政調整基金費	43	320,014	320,057			320,014	
計	4,705,829	321,704	5,027,533	217,526		104,178	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
22. 償還金、利子及び割引料	1,690	○広域連合運営管理費 22. 償還金、利子及び割引料 償還金	1,690 1,690 1,690
24. 積立金	320,014	○財政調整基金費 24. 積立金 財政調整基金積立金	320,014 320,014 320,014

【このページは空白です】

## 議案第 5 号

### 令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,868,984 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,134,760,055 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 2 7 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 佐 藤 光

（提案理由）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定において準用する同法第 9 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案を提出する。

【このページは空白です】

令和 6 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金		243,341,315	△498,272	242,843,043
	1. 市町村負担金	243,341,315	△498,272	242,843,043
4. 支払基金交付金		464,029,570	386,205	464,415,775
	1. 支払基金交付金	464,029,570	386,205	464,415,775
6. 財産収入		282	5,158	5,440
	1. 財産運用収入	282	5,158	5,440
8. 繰越金		8,899,293	3,975,893	12,875,186
	1. 繰越金	8,899,293	3,975,893	12,875,186
歳入合計		1,130,891,071	3,868,984	1,134,760,055

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 支払基金拠出金		850,093	10,440	860,533
	1. 支払基金拠出金	850,093	10,440	860,533
5. 基金積立金		282	2,510,736	2,511,018
	1. 基金積立金	282	2,510,736	2,511,018
7. 諸支出金		10,303,000	1,347,808	11,650,808
	1. 償還金及び還付加算金	10,303,000	1,347,808	11,650,808
歳 出	合 計	1,130,891,071	3,868,984	1,134,760,055

【このページは空白です】

# 令和6年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	243,341,315	△498,272	242,843,043
4. 支払基金交付金	464,029,570	386,205	464,415,775
6. 財産収入	282	5,158	5,440
8. 繰越金	8,899,293	3,975,893	12,875,186
歳入合計	1,130,891,071	3,868,984	1,134,760,055

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 支払基金拋 出金	850,093	10,440	860,533			10,440	
5. 基金積立金	282	2,510,736	2,511,018			2,510,736	
7. 諸支出金	10,303,000	1,347,808	11,650,808			1,347,808	
歳 出 合 計	1,130,891,071	3,868,984	1,134,760,055			3,868,984	

## 2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 療養給付費負担金	83,642,561	△498,272	83,144,289
計	243,341,315	△498,272	242,843,043

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 後期高齢者交付金	464,029,570	386,205	464,415,775
計	464,029,570	386,205	464,415,775

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 利子及び配当金	282	5,158	5,440
計	282	5,158	5,440

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 現年度分	△498,272	○現年度分の療養給付費負担金	△498,272
		横浜市負担金	△51,196
		川崎市負担金	△13,441
		相模原市負担金	△97,858
		横須賀市負担金	△123,367
		平塚市負担金	△106,703
		鎌倉市負担金	△36,727
		藤沢市負担金	△42,403
		小田原市負担金	△39,903
		茅ヶ崎市負担金	△10,458
		逗子市負担金	24,250
		三浦市負担金	△39,691
		秦野市負担金	△45,218
		厚木市負担金	△25,384
		大和市負担金	24,561
		伊勢原市負担金	5,244
		海老名市負担金	24,174
		座間市負担金	21,988
		南足柄市負担金	△1,888
		綾瀬市負担金	△1,217
		葉山町負担金	10,620
		寒川町負担金	△1,751
		大磯町負担金	13,357
		二宮町負担金	2,944
		中井町負担金	△4,928
		大井町負担金	△1,852
		松田町負担金	17,922
		山北町負担金	970
		開成町負担金	6,996
		箱根町負担金	8,055
		真鶴町負担金	△122
		湯河原町負担金	△11,367
		愛川町負担金	△613
		清川村負担金	△3,266

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2. 過年度分	386,205	○過年度分の後期高齢者交付金	386,205

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 療養給付費等支払準備基金利子及び配当金	4,101	○療養給付費等支払準備基金運用利子	4,101
2. 保健事業等支援基金利子及び配当金	1,057	○保健事業等支援基金運用利子	1,057

## (款) 8. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	8,899,293	3,975,893	12,875,186
計	8,899,293	3,975,893	12,875,186

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	3,975,893	○前年度繰越金 3,975,893

### 3 歳 出

(款) 3. 支払基金拠出金

(項) 1. 支払基金拠出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 出産育児支援金	850,092	10,440	860,532			10,440	
計	850,093	10,440	860,533			10,440	

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	246	2,506,057	2,506,303			2,506,057	
2. 保健事業等支援基金積立金	36	4,679	4,715			4,679	
計	282	2,510,736	2,511,018			2,510,736	

(款) 7. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	10,303,000	1,347,808	11,650,808			1,347,808	
計	10,303,000	1,347,808	11,650,808			1,347,808	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金、補助及び交付金	10,440	○出産育児支援金	10,440

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
24. 積立金	2,506,057	○療養給付費等支払準備基金積立金	2,506,057
24. 積立金	4,679	○保健事業等支援基金積立金	4,679

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
22. 償還金、利子及び割引料	1,347,808	○償還金及び還付加算金	1,347,808
		償還金	1,347,808

【このページは空白です】

議案第6号

令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,219,820千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 光

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案を提出する。

【このページは空白です】

令和7年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計予算書

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		3,099,117
	1. 負担金	3,099,117
2. 国庫支出金		677,719
	1. 国庫補助金	677,719
3. 財産収入		2,580
	1. 財産運用収入	2,580
4. 繰入金		440,155
	1. 基金繰入金	440,155
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		248
	1. 預金利子	247
	2. 雑入	1
歳 入 合 計		4,219,820

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		1,325
	1. 議会費	1,325
2. 総務費		4,208,495
	1. 総務管理費	4,208,086
	2. 選挙費	52
	3. 監査委員費	357
3. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出	合 計	4,219,820

【このページは空白です】

# 令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 一般会計予算に関する説明書

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	3,099,117	2,997,449	101,668
2. 国庫支出金	677,719	639,802	37,917
3. 財産収入	2,580	42	2,538
4. 繰入金	440,155	1,080,236	△640,081
5. 繰越金	1	1	0
6. 諸収入	248	27	221
歳入合計	4,219,820	4,717,557	△497,737

## 歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,325	1,319	6				1,325
2. 総務費	4,208,495	4,706,238	△497,743	677,719		442,984	3,087,792
3. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	4,219,820	4,717,557	△497,737	677,719		442,984	3,099,117

## 2 歳 入

### (款) 1. 分担金及び負担金

### (項) 1. 負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 事務費負担金	3,099,117	2,997,449	101,668
計	3,099,117	2,997,449	101,668

### (款) 2. 国庫支出金

### (項) 1. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 民生費国庫補助金	677,719	639,802	37,917
計	677,719	639,802	37,917

### (款) 3. 財産収入

### (項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	2,580	42	2,538
計	2,580	42	2,538

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 事務費負担金	3,099,117	○事務費負担金 3,099,117
		横浜市負担金 1,190,035
		川崎市負担金 433,206
		相模原市負担金 237,159
		横須賀市負担金 148,129
		平塚市負担金 91,790
		鎌倉市負担金 70,016
		藤沢市負担金 145,902
		小田原市負担金 70,364
		茅ヶ崎市負担金 87,117
		逗子市負担金 26,838
		三浦市負担金 21,618
		秦野市負担金 60,674
		厚木市負担金 76,509
		大和市負担金 80,165
		伊勢原市負担金 37,636
		海老名市負担金 48,669
		座間市負担金 46,967
		南足柄市負担金 20,079
		綾瀬市負担金 33,174
		葉山町負担金 16,980
		寒川町負担金 20,805
		大磯町負担金 17,157
		二宮町負担金 15,814
		中井町負担金 8,135
		大井町負担金 10,636
		松田町負担金 8,748
		山北町負担金 8,657
		開成町負担金 10,660
		箱根町負担金 8,993
		真鶴町負担金 7,705
		湯河原町負担金 14,805
		愛川町負担金 18,224
		清川村負担金 5,751

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	677,718	○特別調整交付金 677,718
2. 後期高齢者医療制度 事業費補助金	1	○後期高齢者医療制度事業費補助金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	2,580	○財政調整基金運用利子 2,580

## (款) 4. 繰入金

## (項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整基金繰入金	440,155	1,080,236	△640,081
計	440,155	1,080,236	△640,081

## (款) 5. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

## (款) 6. 諸収入

## (項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	247	26	221
計	247	26	221

## (款) 6. 諸収入

## (項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 雑入	1	1	0
計	1	1	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	440,155	○財政調整基金繰入金 440,155

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	1	○前年度繰越金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	247	○預金利子 247

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	1	○雑入 1

### 3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	1,325	1,319	6				1,325
計	1,325	1,319	6				1,325

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	4,205,505	4,705,786	△500,281	677,719		440,403	3,087,383

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	416	○議会運営費	1,325
8. 旅費	273	1. 報酬	416
9. 交際費	14	広域連合議員報酬	416
10. 需用費	11	8. 旅費	273
11. 役務費	83	普通旅費	221
13. 使用料及び賃借料	528	費用弁償	52
		9. 交際費	14
		広域連合議会議長交際費	14
		10. 需用費	11
		食糧費	11
		11. 役務費	83
		通信運搬費	83
		13. 使用料及び賃借料	528
		広域連合議会会場使用料	490
		自動車借上料	38

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	13,905	○広域連合運営管理費	159,631
3. 職員手当等	5,258	1. 報酬	13,905
4. 共済費	3,493	委員報酬	496
7. 報償費	120	会計年度任用職員報酬	13,409
8. 旅費	2,745	3. 職員手当等	5,258
9. 交際費	30	会計年度任用職員手当等	5,258
10. 需用費	76,096	4. 共済費	3,493
11. 役務費	1,332,395	社会保険料事業主負担金	3,493
12. 委託料	1,823,543	7. 報償費	120
13. 使用料及び賃借料	433,388	報償費	120
18. 負担金、補助及び交付金	514,530	8. 旅費	2,745
		普通旅費	886
		費用弁償	1,859
22. 償還金、利子及び割引料	1	9. 交際費	30
		広域連合長交際費	30
27. 繰出金	1	10. 需用費	15,601
		消耗品費	6,556
		食糧費	29
		印刷製本費	162
		光熱水費	8,654
		修繕料	200
		11. 役務費	2,462
		通信運搬費	2,378
		手数料	84
		12. 委託料	52,630
		高齢者医療事業実施委託料	38,056
		その他委託料	14,574
		13. 使用料及び賃借料	62,360
		○A機器使用料及び賃借料	16,528

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		事務所借上料	45,705
		自動車借上料	13
		放送受信料	13
		その他の使用料及び賃借料	101
		18. 負担金、補助及び交付金	1,025
		負担金等	1,025
		22. 償還金、利子及び割引料	1
		償還金	1
		27. 繰出金	1
		特別会計繰出金	1
		○広域連合事業費負担金	434,523
		18. 負担金、補助及び交付金	434,523
		市派遣職員人件費負担金	434,523
		○会計関係費	308,761
		10. 需用費	58
		消耗品費	58
		11. 役務費	308,703
		通信運搬費	528
		手数料	308,175
		○保険料関係事業費	23,192
		10. 需用費	3,562
		消耗品費	4
		印刷製本費	3,558
		11. 役務費	13,734
		通信運搬費	12,176
		手数料	1,558
		12. 委託料	5,896
		保険料関係委託料	5,896
		○資格管理事業費	544,742
		10. 需用費	40,605
		消耗品費	183
		印刷製本費	40,422
		11. 役務費	391,894
		通信運搬費	391,894
		12. 委託料	112,243
		資格関係委託料	112,243
		○給付関係事業費	692,254
		10. 需用費	1,365
		消耗品費	108
		印刷製本費	1,257
		11. 役務費	256,183
		通信運搬費	256,183
		12. 委託料	434,706
		給付関係委託料	434,706
		○医療費適正化事業費	755,049
		10. 需用費	1,129
		消耗品費	328
		印刷製本費	801

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 財政調整基金費	2,581	43	2,538			2,581	
計	4,208,086	4,705,829	△497,743	677,719		442,984	3,087,383

(款) 2. 総務費

(項) 2. 選挙費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	52	54	△2				52
計	52	54	△2				52

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		11. 役務費	252,846
		通信運搬費	252,791
		手数料	55
		12. 委託料	500,654
		医療費適正化事業委託料	500,654
		18. 負担金、補助及び交付金	420
		負担金等	420
		○電算システム関係費	1,184,087
		10. 需用費	387
		消耗品費	387
		11. 役務費	106,514
		通信運搬費	106,514
		12. 委託料	627,596
		システム関係委託料	627,596
		13. 使用料及び賃借料	371,028
		○A機器使用料及び賃借料	371,028
		18. 負担金、補助及び交付金	78,562
		負担金等	78,562
		○広報広聴活動関係費	103,266
		10. 需用費	13,389
		消耗品費	12
		印刷製本費	13,377
		11. 役務費	59
		通信運搬費	59
		12. 委託料	89,818
		広報広聴関係委託料	89,818
24. 積立金	2,581	○財政調整基金費	2,581
		24. 積立金	2,581
		財政調整基金積立金	2,581

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	25	○選挙管理運営費	52
8. 旅費	26	1. 報酬	25
10. 需用費	1	委員報酬	25
		8. 旅費	26
		普通旅費	21
		費用弁償	5
		10. 需用費	1
		食糧費	1

## (款) 2. 総務費

## (項) 3. 監査委員費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	357	355	2				357
計	357	355	2				357

## (款) 3. 予備費

## (項) 1. 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
計	10,000	10,000	0				10,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	292	○監査委員費	357
8. 旅費	58	1. 報酬	292
10. 需用費	7	委員報酬	292
		8. 旅費	58
		普通旅費	26
		委員旅費費用弁償	32
		10. 需用費	7
		消耗品費	3
		食糧費	4

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
28. 予備費	10,000	○予備費	10,000
		28. 予備費	10,000
		予備費	10,000

# 歳入歳出予算構成比

(単位：千円)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 分担金及び負担金	3,099,117	73.4%	1. 議会費	1,325	0.0%
2. 国庫支出金	677,719	16.1%	2. 総務費	4,208,495	99.7%
3. 財産収入	2,580	0.1%	3. 予備費	10,000	0.3%
4. 繰入金	440,155	10.4%			
5. 繰越金	1	0.0%			
6. 諸収入	248	0.0%			
歳入合計	4,219,820	100.0%	歳出合計	4,219,820	100.0%

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	長等	3人	0	0	0	0	0	
	議員	20人	416	0	0	416	0	416
	その他の 特別職	11人	813	0	0	813	0	813
	計	34人	1,229	0	0	1,229	0	1,229
前 年 度	長等	3人	0	0	0	0	0	
	議員	20人	416	0	0	416	0	416
	その他の 特別職	11人	797	0	0	797	0	797
	計	34人	1,213	0	0	1,213	0	1,213
比 較	長等	0人	0	0	0	0	0	
	議員	0人	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0人	16	0	0	16	0	16
	計	0人	16	0	0	16	0	16

### 2 一般職

#### (1) 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	合計			
本 年 度	5人	13,409	0	5,258	18,667	3,493	22,160	
前 年 度	5人	13,158	0	5,159	18,317	3,089	21,406	
比 較	0人	251	0	99	350	404	754	

【このページは空白です】

## 議案第7号

### 令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,170,839,277千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、95,400,000千円と定める。

令和7年3月27日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 光

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案を提出する。

【このページは空白です】

令和7年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計予算書

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市町村支出金		252,555,993
	1. 市町村負担金	252,555,993
2. 国庫支出金		327,039,902
	1. 国庫負担金	268,235,248
	2. 国庫補助金	58,804,654
3. 県支出金		95,114,095
	1. 県負担金	95,114,095
4. 支払基金交付金		480,658,831
	1. 支払基金交付金	480,658,831
5. 特別高額医療費共同事業交付金		985,647
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	985,647
6. 財産収入		20,307
	1. 財産運用収入	20,307
7. 繰入金		6,171,513
	1. 基金繰入金	6,171,512
	2. 他会計繰入金	1
8. 繰越金		7,046,191
	1. 繰越金	7,046,191
9. 県財政安定化基金借入金		1
	1. 県財政安定化基金借入金	1
10. 諸収入		1,246,797
	1. 預金利子	100,000
	2. 雑入	1,146,797
歳 入	合 計	1,170,839,277

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保険給付費		1, 151, 692, 694
	1. 保険給付費	1, 151, 692, 694
2. 特別高額医療費共同事業拠出金		1, 182, 777
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	1, 182, 777
3. 支払基金拠出金		872, 482
	1. 支払基金拠出金	872, 482
4. 保健事業費		6, 625, 017
	1. 健康保持増進事業費	6, 625, 017
5. 基金積立金		20, 307
	1. 基金積立金	20, 307
6. 公債費		43, 000
	1. 利子	43, 000
7. 諸支出金		10, 303, 000
	1. 償還金及び還付加算金	10, 303, 000
8. 予備費		100, 000
	1. 予備費	100, 000
歳 出	合 計	1, 170, 839, 277

【このページは空白です】

**令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合**

**後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書**

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 市町村支出金	252,555,993	243,341,315	9,214,678
2. 国庫支出金	327,039,902	314,659,488	12,380,414
3. 県支出金	95,114,095	91,525,035	3,589,060
4. 支払基金交付金	480,658,831	464,029,570	16,629,261
5. 特別高額医療費共同事業交付金	985,647	858,204	127,443
6. 財産収入	20,307	282	20,025
7. 繰入金	6,171,513	6,428,489	△256,976
8. 繰越金	7,046,191	8,899,293	△1,853,102
9. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10. 諸収入	1,246,797	1,149,394	97,403
歳入合計	1,170,839,277	1,130,891,071	39,948,206

## 歳 出

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保険給付費	1,151,692,694	1,112,325,514	39,367,180	419,656,310		732,036,384	
2. 特別高額医療費共同事業拠出金	1,182,777	1,029,845	152,932	197,130		985,647	
3. 支払基金拠出金	872,482	850,093	22,389			872,482	
4. 保健事業費	6,625,017	6,278,337	346,680	2,300,553		4,324,464	
5. 基金積立金	20,307	282	20,025			20,307	
6. 公債費	43,000	4,000	39,000			43,000	
7. 諸支出金	10,303,000	10,303,000	0	4		10,302,996	
8. 予備費	100,000	100,000	0			100,000	
歳 出 合 計	1,170,839,277	1,130,891,071	39,948,206	422,153,997		748,685,280	

## 2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 保険料等負担金	165,995,416	159,698,754	6,296,662

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 保険料納付金	145,352,531	○保険料納付金	145,352,531
		横浜市納付金	59,689,164
		川崎市納付金	19,270,165
		相模原市納付金	10,756,217
		横須賀市納付金	7,100,940
		平塚市納付金	4,128,405
		鎌倉市納付金	4,285,517
		藤沢市納付金	7,312,875
		小田原市納付金	3,137,963
		茅ヶ崎市納付金	4,207,950
		逗子市納付金	1,354,474
		三浦市納付金	837,477
		秦野市納付金	2,816,798
		厚木市納付金	3,611,190
		大和市納付金	3,477,562
		伊勢原市納付金	1,599,590
		海老名市納付金	2,181,717
		座間市納付金	1,834,907
		南足柄市納付金	809,589
		綾瀬市納付金	1,353,838
		葉山町納付金	801,676
		寒川町納付金	725,064
		大磯町納付金	735,259
		二宮町納付金	625,157
		中井町納付金	188,355
		大井町納付金	289,950
		松田町納付金	200,689
		山北町納付金	202,326
		開成町納付金	291,958
		箱根町納付金	208,494
		真鶴町納付金	142,053
		湯河原町納付金	502,427
		愛川町納付金	601,193
清川村納付金	53,592		
保険料延滞金	18,000		
2. 滞納繰越金	420,615	○滞納繰越金	420,615
		横浜市納付金	204,421
		川崎市納付金	42,509
		相模原市納付金	34,705
		横須賀市納付金	11,568
		平塚市納付金	4,946
		鎌倉市納付金	11,665
		藤沢市納付金	15,260
		小田原市納付金	7,463
		茅ヶ崎市納付金	16,181
		逗子市納付金	5,979
		三浦市納付金	2,733
		秦野市納付金	7,477
		厚木市納付金	5,608
大和市納付金	6,425		

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(保険料等負担金)			

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		伊勢原市納付金 854
		海老名市納付金 2,052
		座間市納付金 3,765
		南足柄市納付金 4,421
		綾瀬市納付金 2,449
		葉山町納付金 1,862
		寒川町納付金 652
		大磯町納付金 1,551
		二宮町納付金 11,041
		中井町納付金 0
		大井町納付金 1,363
		松田町納付金 47
		山北町納付金 268
		開成町納付金 421
		箱根町納付金 6,999
		真鶴町納付金 1,592
		湯河原町納付金 1,805
		愛川町納付金 2,361
		清川村納付金 172
3. 保険基盤安定制度 拠出金	20,222,270	○保険基盤安定制度拠出金 20,222,270
		横浜市拠出金 7,852,481
		川崎市拠出金 2,542,769
		相模原市拠出金 1,666,308
		横須賀市拠出金 1,133,914
		平塚市拠出金 679,229
		鎌倉市拠出金 455,099
		藤沢市拠出金 937,141
		小田原市拠出金 535,011
		茅ヶ崎市拠出金 576,872
		逗子市拠出金 163,588
		三浦市拠出金 170,657
		秦野市拠出金 438,437
		厚木市拠出金 501,045
		大和市拠出金 526,014
		伊勢原市拠出金 239,598
		海老名市拠出金 288,987
		座間市拠出金 315,471
		南足柄市拠出金 113,557
		綾瀬市拠出金 213,068
		葉山町拠出金 85,512
		寒川町拠出金 122,967
		大磯町拠出金 95,059
		二宮町拠出金 90,974
		中井町拠出金 26,393
		大井町拠出金 44,845
		松田町拠出金 32,268
		山北町拠出金 33,094
		開成町拠出金 40,392
		箱根町拠出金 39,796
		真鶴町拠出金 32,452
		湯河原町拠出金 108,508
		愛川町拠出金 111,675
		清川村拠出金 9,089

目	本 年 度	前 年 度	比 較
2. 療養給付費負担金	86,560,577	83,642,561	2,918,016
計	252,555,993	243,341,315	9,214,678

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 現年度分	86,560,577	○現年度分の療養給付費負担金	86,560,577
		横浜市負担金	34,424,852
		川崎市負担金	11,780,745
		相模原市負担金	6,711,486
		横須賀市負担金	4,756,767
		平塚市負担金	2,699,480
		鎌倉市負担金	1,924,374
		藤沢市負担金	3,931,470
		小田原市負担金	2,123,082
		茅ヶ崎市負担金	2,479,298
		逗子市負担金	736,558
		三浦市負担金	651,067
		秦野市負担金	1,778,226
		厚木市負担金	1,964,889
		大和市負担金	2,149,251
		伊勢原市負担金	1,078,612
		海老名市負担金	1,228,853
		座間市負担金	1,300,513
		南足柄市負担金	487,642
		綾瀬市負担金	862,939
		葉山町負担金	377,836
		寒川町負担金	515,539
		大磯町負担金	390,763
		二宮町負担金	346,032
		中井町負担金	124,887
		大井町負担金	177,900
		松田町負担金	139,947
		山北町負担金	155,444
		開成町負担金	183,955
		箱根町負担金	144,871
		真鶴町負担金	111,584
		湯河原町負担金	394,897
		愛川町負担金	397,712
		清川村負担金	29,106

## (款) 2. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	259,681,731	250,927,682	8,754,049
2. 高額医療費負担金	8,553,517	7,882,473	671,044
計	268,235,248	258,810,155	9,425,093

## (款) 2. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整交付金	57,892,725	54,983,779	2,908,946
2. 後期高齢者医療制度事業費補助金	911,928	865,553	46,375
3. 災害臨時特例補助金	1	1	0
計	58,804,654	55,849,333	2,955,321

## (款) 3. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	86,560,578	83,642,562	2,918,016
2. 高額医療費負担金	8,553,517	7,882,473	671,044
計	95,114,095	91,525,035	3,589,060

## (款) 4. 支払基金交付金

## (項) 1. 支払基金交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 後期高齢者交付金	480,658,831	464,029,570	16,629,261
計	480,658,831	464,029,570	16,629,261

## (款) 5. 特別高額医療費共同事業交付金

## (項) 1. 特別高額医療費共同事業交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 特別高額医療費共同事業交付金	985,647	858,204	127,443
計	985,647	858,204	127,443

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	259,681,730	○現年度分の療養給付費負担金 259,681,730
2. 過年度分	1	○過年度分の療養給付費負担金 1
1. 現年度分	8,553,516	○現年度分の高額医療費負担金 8,553,516
2. 過年度分	1	○過年度分の高額医療費負担金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	57,892,725	○普通調整交付金 56,306,452 ○特別調整交付金 1,586,273
1. 健康診査事業補助金	714,798	○健康診査事業費補助金 714,798
2. 特別高額医療費共同事業補助金	197,130	○特別高額医療費共同事業補助金 197,130
1. 災害臨時特例補助金	1	○災害臨時特例補助金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	86,560,577	○現年度分の療養給付費負担金 86,560,577
2. 過年度分	1	○過年度分の療養給付費負担金 1
1. 現年度分	8,553,516	○現年度分の高額医療費負担金 8,553,516
2. 過年度分	1	○過年度分の高額医療費負担金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	480,658,830	○現年度分の後期高齢者交付金 480,658,830
2. 過年度分	1	○過年度分の後期高齢者交付金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 特別高額医療費共同事業交付金	985,647	○特別高額医療費共同事業交付金 985,647

## (款) 6. 財産収入

## (項) 1. 財産運用収入

目	本年度	前年度	比較
1. 利子及び配当金	20,307	282	20,025
計	20,307	282	20,025

## (款) 7. 繰入金

## (項) 1. 基金繰入金

目	本年度	前年度	比較
1. 基金繰入金	6,171,512	6,428,488	△256,976
計	6,171,512	6,428,488	△256,976

## (款) 7. 繰入金

## (項) 2. 他会計繰入金

目	本年度	前年度	比較
1. 一般会計繰入金	1	1	0
計	1	1	0

## (款) 8. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	本年度	前年度	比較
1. 繰越金	7,046,191	8,899,293	△1,853,102
計	7,046,191	8,899,293	△1,853,102

## (款) 9. 県財政安定化基金借入金

## (項) 1. 県財政安定化基金借入金

目	本年度	前年度	比較
1. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

## (款) 10. 諸収入

## (項) 1. 預金利子

目	本年度	前年度	比較
1. 預金利子	100,000	1,000	99,000
計	100,000	1,000	99,000

## (款) 10. 諸収入

## (項) 2. 雑入

目	本年度	前年度	比較
1. 第三者納付金	869,505	967,414	△97,909
2. 返納金	277,291	180,979	96,312
3. 雑入	1	1	0
計	1,146,797	1,148,394	△1,597

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 療養給付費等支払準備基金利子及び配当金		17,062	○療養給付費等支払準備基金運用利子	17,062
2. 保健事業等支援基金利子及び配当金		3,245	○保健事業等支援基金運用利子	3,245

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 療養給付費等支払準備基金繰入金		5,971,512	○療養給付費等支払準備基金繰入金	5,971,512
2. 保健事業等支援基金繰入金		200,000	○保健事業等支援基金繰入金	200,000

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 一般会計繰入金		1	○一般会計繰入金	1

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 繰越金		7,046,191	○前年度繰越金	7,046,191

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 県財政安定化基金借入金		1	○県財政安定化基金借入金	1

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 預金利子		100,000	○預金利子	100,000

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 第三者納付金		869,505	○第三者納付金	869,505
1. 返納金		277,291	○医療機関等返納金	149,224
			○負担割合相違等返納金	127,633
			負担割合相違返納金	92,697
			資格喪失返納金	34,936
			○その他返納金	434
1. 雑入		1	○雑入	1

### 3 歳 出

(款) 1. 保険給付費

(項) 1. 保険給付費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等	1,145,107,399	1,106,017,328	39,090,071	419,655,792		725,451,607	
2. 審査支払手数料	3,106,619	2,966,834	139,785			3,106,619	
3. 葬祭費	3,478,150	3,339,900	138,250			3,478,150	
4. 傷病手当金	526	1,452	△926	518		8	
計	1,151,692,694	1,112,325,514	39,367,180	419,656,310		732,036,384	

(款) 2. 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特別高額医療費共同事業拠出金	1,182,777	1,029,845	152,932	197,130		985,647	
計	1,182,777	1,029,845	152,932	197,130		985,647	

(款) 3. 支払基金拠出金

(項) 1. 支払基金拠出金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 出産育児支援金	872,481	850,092	22,389			872,481	
2. 流行初期医療確保拠出金等	1	1	0			1	
計	872,482	850,093	22,389			872,482	

(款) 4. 保健事業費

(項) 1. 健康保持増進事業費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 健康診査事業費	4,318,411	4,199,112	119,299	733,333		3,585,078	
2. 一体的実施事業費	1,618,155	1,384,240	233,915	1,078,770		539,385	
3. その他事業費	688,451	694,985	△6,534	488,450		200,001	
計	6,625,017	6,278,337	346,680	2,300,553		4,324,464	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	1,145,107,399	○療養給付費等 療養給付費 療養費等 高額療養費等
		1,145,107,399 1,056,018,043 15,344,439 73,744,917
11. 役務費	3,106,619	○審査支払手数料
		3,106,619
18. 負担金、補助及び交付金	3,478,150	○葬祭費
		3,478,150
11. 役務費	8	○傷病手当金
		526
18. 負担金、補助及び交付金	518	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	1,182,777	○特別高額医療費共同事業拠出金
		1,182,777

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	872,481	○出産育児支援金
		872,481
18. 負担金、補助及び交付金	1	○流行初期医療確保拠出金等
		1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11. 役務費	12,479	○健康診査事業補助金
		4,198,062
12. 委託料	107,877	○歯科健康診査事業費
		120,349
18. 負担金、補助及び交付金	4,198,055	
12. 委託料	1,618,155	○一体的実施事業費
		1,618,155
7. 報償費	116	○その他保健事業費
		688,451
10. 需用費	3	
11. 役務費	2,416	
12. 委託料	51,696	
18. 負担金、補助及び交付金	634,220	

## (款) 5. 基金積立金

## (項) 1. 基金積立金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	17,062	246	16,816			17,062	
2. 保健事業等支援基金積立金	3,245	36	3,209			3,245	
計	20,307	282	20,025			20,307	

## (款) 6. 公債費

## (項) 1. 利子

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 利子	43,000	4,000	39,000			43,000	
計	43,000	4,000	39,000			43,000	

## (款) 7. 諸支出金

## (項) 1. 償還金及び還付加算金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	10,303,000	10,303,000	0	4		10,302,996	
計	10,303,000	10,303,000	0	4		10,302,996	

## (款) 8. 予備費

## (項) 1. 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 予備費	100,000	100,000	0			100,000	
計	100,000	100,000	0			100,000	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
24. 積立金	17,062	○療養給付費等支払準備基金積立金	17,062
24. 積立金	3,245	○保健事業等支援基金積立金	3,245

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
22. 償還金、利子及び割引料	43,000	○利子	43,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
22. 償還金、利子及び割引料	10,303,000	○償還金及び還付加算金	10,303,000
		保険料還付金	300,000
		還付加算金	3,000
		償還金	10,000,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		○予備費	100,000

# 歳入歳出予算構成比

(単位：千円)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 市町村支出金	252,555,993	21.6%	1. 保険給付費	1,151,692,694	98.4%
2. 国庫支出金	327,039,902	27.9%	2. 特別高額医療費共同 事業拠出金	1,182,777	0.1%
3. 県支出金	95,114,095	8.1%	3. 支払基金拠出金	872,482	0.1%
4. 支払基金交付金	480,658,831	41.1%	4. 保健事業費	6,625,017	0.5%
5. 特別高額医療費共同 事業交付金	985,647	0.1%	5. 基金積立金	20,307	0.0%
6. 財産収入	20,307	0.0%	6. 公債費	43,000	0.0%
7. 繰入金	6,171,513	0.5%	7. 諸支出金	10,303,000	0.9%
8. 繰越金	7,046,191	0.6%	8. 予備費	100,000	0.0%
9. 県財政安定化基金借 入金	1	0.0%			
10. 諸収入	1,246,797	0.1%			
歳入合計	1,170,839,277	100.0%	歳出合計	1,170,839,277	100.0